

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和5年6月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

|   | 条例名   | 条例の概要  | 提出日<br>番号                      | 手続の種別                  | 実施日(期間)      | 実施した聴取手続の内容<br>【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】                        | 担当課                      |
|---|---|--|--------------------------------|------------------------|--------------|--|--------------------------|
| 1 | 松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例                             | 地方税法の改正に伴い、大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置等を講じるとともに、森林環境税の導入に伴い所要の規定の整備を図るものです。 | 令和5年<br>6月議会<br><br>議案<br>第56号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>市税の賦課徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 納税課<br>089-948-<br>6357  |
|   |   |  |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません |  |                          |
| 2 | 松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 | 離島振興対策実施地域での固定資産税の課税免除を引き続き実施するものです。   | 令和5年<br>6月議会<br><br>議案<br>第57号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>市税の賦課徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 資産税課<br>089-948-<br>6308 |
|   |   |  |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません |  |                          |
| 3 | 松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例     | 産業振興促進区域での特別償却設備等に係る固定資産税の課税を免除するものです。   | 令和5年<br>6月議会<br><br>議案<br>第58号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>市税の賦課徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 資産税課<br>089-948-<br>6308 |
|   |   |  |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません |  |                          |

|   |   |   |                                |                        |                         |  |   |
|---|---|---|--------------------------------|------------------------|-------------------------|--|---|
| 4 | 松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例                        | スマートフォンを利用して、コンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書を交付するものです。 | 令和5年<br>6月議会<br><br>議案<br>第59号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません            | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>印鑑登録証明書の交付手続に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため         | 市民課<br>089-948-<br>6335   |
|   |   |   |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません            |  |   |
| 5 | 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 | 厚生労働省令等の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。                    | 令和5年<br>6月議会<br><br>議案<br>第60号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません            | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>厚生労働省令等の改正に伴い所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 障がい福祉課<br>089-948-<br>6407<br>子育て支援課<br>089-948-<br>6409<br>保育・<br>幼稚園課<br>089-948-<br>6911 |
|   |   |   |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません            |  |   |
| 6 | 松山市墓地等の経営の許可等に関する条例                                 | 墓地等の経営の許可等に関し、必要な事項を定めるものです。                      | 令和5年<br>6月議会<br><br>議案<br>第61号 | パブリック<br>コメント          | R5.1.27<br>～<br>R5.2.27 | パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様の意見を聴きました。  | 生活衛生課<br>089-911-<br>1853   |
|   |   |   |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません            |  |   |
| 7 | 松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例                        | 子ども医療費の助成に係る子どもの年齢の上限を15歳から18歳に拡大するものです。          | 令和5年<br>6月議会<br><br>議案<br>第62号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません            | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>子ども医療費の助成対象を拡大するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため         | 子育て支援課<br>089-948-<br>6409  |
|   |   |   |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません            |  |   |

## 【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。